

4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

5 第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、同項及び第三項に規定する事項とともに、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式のうち第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数をも示さなければならない。

6 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式につき、第一項の通知のために必要な事項（第三項及び前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

7 第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる場合（政令で定める場合を除く。）には、発行者は、主務省令で定めるところにより、当該各号に掲げる日その他主務省令で定める事項を当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に通知しなければならない。

8 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払つて、当該発行者が定める一定の日の株主についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合

においては、第一項から第六項までの規定を準用する。

(株主名簿等の名義書換に関する商法の特例)

第一百六十条 発行者は、前条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の通知を受けた場合には、商法第二百二十三条规定にかかわらず、株主名簿に通知事項及び前条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により示された事項（同条第一項の通知に係る振替株式の数が一株に満たない端数のみである株主及び質権者に係る事項を除き、振替株式の数については整数の部分に限る。）並びに同条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により示された事項（同条第一項の通知に係る振替株式の数の整数の部分に対応する部分に限る。）を記載し、又は記録しなければならない。この場合においては、同条第一項各号に定める日に同法第一百六条第一項の名義書換がされたものとみなす。

2 前項に規定する場合には、商法第二百二十条ノ二第一項の規定にかかわらず、発行者（一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがあるものを除く。）は、端株原簿に通知事項（前条第一項の通知に係る振替株式の数が整数のみである株主に係る事項を除き、振替

株式の数については端株原簿に記載し、又は記録すべき端数の部分に限る。）及び同条第五項の規定により示された事項（同条第一項の通知に係る振替株式の数の端株原簿に記載し、又は記録すべき端数の部分に対応する部分に限る。）を記載し、又は記録しなければならない。

3 第百五十五条第三項又は第百五十六条第三項に規定する場合には、発行者は、第百五十三条第三項又は第百五十四条第一項の義務の全部を履行した振替機関等又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式について、前二項の規定にかかわらず、前条第五項の規定により示された事項を株主名簿又は端株原簿に記載し、又は記録してはならない。

4 前項の場合には、発行者は、特定被通知株主（第百五十五条第三項（第百五十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定被通知株主をいう。以下この項において同じ。）については、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数を特定被通知株主の有する振替株式の数として株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 前条第一項の規定により通知された特定被通知株主の有する振替株式の数

二 第百五十三条第三項又は第百五十四条第一項の義務の全部の履行に係る振替株式のうち特定被通知

株主に係るものとの数

5 第一項の規定によりその氏名又は名称及び住所が株主名簿に記載され、又は記録された質権者は、商法第二百九条第一項前段の質権者とみなす。

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における株主の議決権)

第一百六十一条 第百五十五条第一項又は第一百五六条第一項の規定により発行者に対抗することができる株式について一株に満たない端数が生じたとき又は単元未満株式が生じたときは、各株主は、商法第二百四十二条第一項の規定にかかわらず、当該端数又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に百分の一に満たない数があるときは、これを切り捨てた数）の議決権を有する。

(少數株主権等の行使に関する商法の特例)

第一百六十二条 振替株式についての少數株主権等の行使については、商法第二百六条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の振替株式についての少數株主権等は、次項の通知がされた後政令で定める期間が経過する日ま

での間でなければ、行使することができない。

3 振替機関は、特定の銘柄の振替株式について自己又は下位機関の加入者からの申出があつた場合には、遅滞なく、当該振替株式の発行者に対し、当該加入者の氏名又は名称及び住所並びに次に掲げる事項その他主務省令で定める事項の通知をしなければならない。

一 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式（当該加入者が第百五十九条第二項第一号の申出をしたものと除く。）の数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項
二 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのものの数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項

三 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのものの数及びその数に係る

第一百二十九条第三項第六号に掲げる事項

4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

5 第百五十九条第五項及び第六項の規定は、第三項の通知について準用する。この場合において、同条第五項中「同項及び第三項」とあるのは「第一百六十二条第三項」と、同条第六項中「第三項及び前項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(株式の消却に関する商法の特例)

第一百六十三条 発行者は、振替株式について商法第二百二十三条第一項の規定により株式の消却をしようとする場合（第一百三十五条第一項及び第一百三十六条第一項に規定する場合を除く。）には、同法第二百一二条第四項の規定にかかわらず、その旨及び当該発行者の定める一定の日又は同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時以後に当該振替株式について第一百三十四条第一項の抹消の通知をする旨をその日の一週間前までに公告しなければならない。

2 第百三十四条第一項に規定する場合には、株式の消却は、同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(転換予約権付株式に関する商法の特例)

第一百六十四条 転換予約権付株式である特定の銘柄の振替株式について転換の請求をする加入者は、商法

第一百二十二条ノ五第一項の請求書を発行者に提出するほか、当該振替株式について抹消の申請をしなければならない。

2 転換予約権付株式が振替株式でない場合において、当該転換予約権付株式の転換の請求により振替株式を発行しようとするときは、当該転換予約権付株式について転換の請求により振替株式の発行を受けようとする者は、商法第一百二十二条ノ五第一項の請求書に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

3 転換予約権付株式である振替株式の転換は、商法第一百二十二条ノ六第一項の規定にかかわらず、第一百三十四条第七項において準用する同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(強制転換条項付株式に関する商法の特例)

第一百六十五条 強制転換条項付株式が振替株式でない場合において、当該強制転換条項付株式の転換により振替株式を発行しようとするときにおける商法第一百二十二条ノ九第五項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「一月」とする。

2 強制転換条項付株式が振替株式である場合において、当該振替株式の転換により株式を発行しようとするととき（第百三十九条第一項及び第百四十二条第二項に規定する場合を除く。）は、発行者は、商法第二百二十二条ノ九第五項の規定にかかわらず、その旨、転換されるべき当該強制転換条項付株式及び当該発行者の定める一定の日以後に第百三十八条第一項前段の通知（当該転換により発行される株式が振替株式でない場合にあつては、抹消の通知）をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

3 前項に規定する場合には、強制転換条項付株式の転換は、当該転換により発行される株式が振替株式であるときは第百三十八条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日に、当該転換により発行される株式が振替株式でないときは第百四十二条第一項において準用する第百三十四条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（株式買取請求に関する商法の特例）

第一百六十六条 発行者は、振替株式の株主に対し、商法第二百四十五条ノ三第六項（同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十二条第二項において準用

する場合を含む。）、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三十
一第三項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及
び第四百十三条ノ三第七項において準用する場合を含む。）の株式の代金の支払をすると引換えに当
該代金の支払に係る特定の銘柄の振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該株
主の直近上位機関に対し申請することを請求することができる。

（会社の分割及び合併に関する商法の特例）

第一百六十七条 設立会社若しくは承継会社が分割会社に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際
して発行する株式に代えてその有する振替株式を移転しようとする場合には、分割計画書又は分割契約
書に分割会社のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記
載しなければならない。

2 分割会社の株式が振替株式でない場合において、設立会社又は承継会社が分割に際して分割会社の株
主に振替株式を発行しようとするときにおける商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ
三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第三百七十四条ノ七第一

項中「二週間」とあるのは、「一月」とする。

3 合名会社又は合資会社が合併をする場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、合併契約書に合名会社又は合資会社の社員のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

（適用除外）

第一百六十八条 振替株式については、商法第二百六条ノ一、第二百七条ノ一及び第二百九条第四項の規定は、適用しない。

2 振替株式を発行している会社については、商法第二百二十八条ノ一の規定は、適用しない。

第五節 雜則

（振替株式の内容の公示）

第一百六十九条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ること

とができるようしなければならない。

- 一 第百三十一条第一項の通知 同項第六号に掲げる事項
- 二 第百三十二条第一項第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）の通知 第百三十一条第四項第九号（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項
- 三 第百三十八条第一項前段、第四項第二号又は第五項第一号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第八号に掲げる事項
- 四 第百三十九条第一項の通知 同項第六号に掲げる事項
- 五 第百四十二条第一項前段（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）の通知 同条第一項第七号（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）に掲げる事項
- 六 第百四十三条第四項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）の通知 同条第四項第九号（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項
- 七 第百四十六条第三項の通知 同項第九号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替株式の発行者の負担とする。

第八章 新株の引受権の振替

第一節 通則

(権利の帰属等)

第一百七十条 振替株式についての新株の発行の決議において、株主に新株の引受権を与える旨及び当該引受権の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた場合には、当該引受権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株引受権」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この章において、振替新株引受権の数は、当該振替新株引受権の目的である株式の数によるものとする。

(新株引受権証書の不発行)

第一百七十二条 振替新株引受権については、新株引受権証書を発行することができない。
2 振替新株引受権を有する者（以下この章において「振替新株引受権者」という。）は、当該振替新株

引受権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新株引受権であつた新株の引受権が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株引受権証書の発行を請求することができる。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第一百七十二条 振替口座簿は、各加入者の「口座」として区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

- 一 当該口座管理機関が振替新株引受権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

- 二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株引受権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 加入者の氏名又は名称及び住所
 - 二 発行者の商号及び振替新株引受権の種類（以下この章において「銘柄」という。）
 - 三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）
 - 四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替新株引受権の銘柄ごとの数
 - 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数
 - 六 その他政令で定める事項
- 4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 銘柄ごとの数
 - 三 その他政令で定める事項
- 5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株引受権の付与時の新規記載又は記録手続）

第一百七十三条 第百七十条第一項に規定する場合において、商法第二百八十一条ノ四第三項の一定の日の株主が振替機関又はその下位機関から振替新株引受権の振替を行うための口座（第一百七十五条第一項に規定する特別口座を除く。）の開設を受けているときは、当該振替機関は、第一百五十九条第一項の通知において、当該口座をも示さなければならない。

2 前項の株主であつて同項の規定により口座が示されなかつたものがある場合には、発行者は、第一百八十九条の振替機関等に対しても当該株主のために当該口座の開設の申出をしなければならない。

3 発行者は、第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 第百七十条第一項の決議により付与する振替新株引受権の銘柄

二 第一項の株主である加入者の氏名又は名称

三 第一項の規定により示された同項の口座（同項に規定する特別口座にあつては、当該特別口座以外の口座がない場合に限る。）又は前項の申出により第一百八十九条の振替機関等が開設した口座

四 加入者ごとの第一号の振替新株引受権の数

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前号の数のうち信託財産であるものの数

六 当該振替新株引受権の総数、当該振替新株引受権についての商法第二百八十一条ノ五第一項の一定の

期日その他主務省令で定める事項

4 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株引受権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

口 当該口座における前項第五号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

- 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第五号までに掲げる事項の通知
- 5 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替手続）

- 第一百七十四条 特定の銘柄の振替新株引受権について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。
- 2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。
 - 3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に

掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株引受権の銘柄及び数
- 二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第百七十二条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別
- 三 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」とい
う。）

四 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄
かの別

- 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執ら
なければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数（以下この条において
「振替数」という。）についての減少の記載又は記録

- 一 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第

一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（機関口座にあつては、第一百七十二条第五項第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

5 前項第一号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第

二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第一号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄におけ